

令和6年度県債借入状況

	発行日	起債方法	銘柄	会計名	起債の目的	発行額(百万円)	利率(%)	償還方法	償還期限
令和6年4月分									
	4/26	銀行等引受(証券)	岐阜県令和6年度第1回公債(10年)	公債特会	借換債	11,000.0	0.856	10年定時償還(据置なし)	R16.4.26
		銀行等引受(証書)		公債特会	借換債	115.0	0.866	10年定時償還(据置なし)	R16.4.26
4月分合計						11,115.0			
累計						11,115.0			
									うち一般会計
						0.0			うち公債特会
						11,115.0			うち独法特会
						0.0			うち流域下水
						0.0			

公表内容について

公表対象	県における県債借入のうち、「国の予算等貸付金」(国等からの制度による貸付で、通常の借入れとは異なる)を除く、すべての借入を公表しています。
発行日	県債の借入日(実際に県に資金が払い込まれた日)です。
起債方法	政府資金(財政融資資金)、機構資金(地方公共団体金融機構資金)、市場公募(全国型市場公募地方債:銀行・証券会社等を通し、機関投資家等へ販売するもの)、銀行等引受(県内金融機関から借り入れるもの)の区分があります。銀行等引受のうち(証券)は、債券の形で発行するもの、(証書)は、金銭消費貸借契約により借り入れるものです。
銘柄	債券での発行(「市場公募」及び「銀行等引受(証券)」)の場合において、市場において流通する場合の銘柄名称です。
会計名	県予算上の会計区分です。一般会計、公債特会(公債管理特別会計:借換債を計上)、独法特会(地方独立行政法人資金貸付特別会計:県立病院分)、流域下水(流域下水道事業特別会計)において、県債の借入(「国の予算等貸付金」を除く)を行っています。
起債の目的	議案及び地方債計画における区分により、起債の目的を示しています。 公共事業等、災害復旧、教育・福祉、一般単独(一般事業、地域活性化、防災対策、合併特例、地方道路等)、行政改革推進、水道事業、病院事業、下水道事業、臨時財政対策債、退職手当債の区分による外、既往の借入にかかる借換資金の借入を、借換債として示しています。 ※詳細は下記をご覧ください。
発行額	発行日における県債借入ごとの借入額です。
利率	借入ごとの利率です。債券発行の場合は表面利率です。(変動)は、借入期間中に利率の変更(見直し)があります。
償還方法	償還年数及び償還方法です。満期一括償還は、最終償還期限に元金を一括返済するもの、定時償還は、償還期間中に元金の償還が行われるものです。定時償還のうち、元金の据置期間(償還がない期間)があるものは、()内に据置期間を示しています。
償還期限	最終償還期日です。発行日及び償還方法中に示した償還期間に対応しています。

○起債の目的について

公共事業等	公共事業等債:土木・林道・治山事業や福祉・学校教育施設の整備など、国の補助事業に係る県負担額(直轄事業負担金を含む)に対し、幅広く起債するものです。
公営住宅	公営住宅建設事業債:公営住宅の整備事業に対し起債するものです。
災害復旧	災害復旧事業債:道路・河川などの施設の災害復旧事業に対し起債するものです。
教育・福祉	教育・福祉施設等整備事業債:県単独事業として実施する学校・福祉施設などの施設整備費に対し起債するものです。
一般単独	一般単独事業債:県単独事業として実施する建設事業などに対し起債するものです。以下()内による区分があります。
// (一般事業)	河川、治山治水事業や高等学校、警察施設の整備事業などに対し起債するものです。
// (地域活性化)	地域の活性化に向けた循環型社会の形成事業や、情報通信基盤の整備事業などに対し起債するものです。
// (防災対策)	地域防災計画上の避難所や、道路・橋りょうなどの公共施設の耐震化事業などに対し起債するものです。
// (旧合併特例)	合併した市町村間の道路整備事業などに対し起債するものです。
// (地方道路等)	地方単独事業として行う道路等整備事業に対し起債するものです。
// (緊急防災・減災)	緊急防災・減災事業債:全国的に緊急に実施する防災・減災事業に対し起債するものです。
// (公共施設等適正管理)	公共施設等総合管理計画に基づいて行う公共施設等における集約化・複合化事業などに対し起債するものです。
// (緊急自然災害防止)	緊急に行う災害発生予防及び災害拡大防止事業に対し起債するものです。
// (緊急浚渫)	緊急に行う浚渫及び樹木伐採事業に対し起債するものです。
// (脱炭素)	公共施設等の脱炭素化のための事業に対し起債するものです。
行政改革推進	計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組む団体において、行政改革効果額の範囲内で、他の起債に合わせ起債するものです。
水道事業	県営水道の施設整備費に対し起債するものです。
病院事業	地方独立行政法人化した県立病院の施設整備費(建物・医療機器)に対し起債するものです。
下水道事業	県で行う流域下水道事業の施設整備費に対し起債するものです。
臨時財政対策債	地方財源の不足に対応するため、地方財政法第33条の5の2第1項の規定に基づき算出した額を起債するものです。
退職手当債	退職手当の増加に対し、定員削減などによる今後の人件費削減効果額の範囲内で、起債するものです。
減収補てん債	県税の減収により、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、起債するものです。
借換債	既往の借入の借換時の償還資金に対し起債するものです。市場公募債や銀行等引受債については、償還計画においてあらかじめ借換を予定しています。